

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を **全世代・全経済主体** が支える **新しい分かち合い・連帯の仕組み** です。

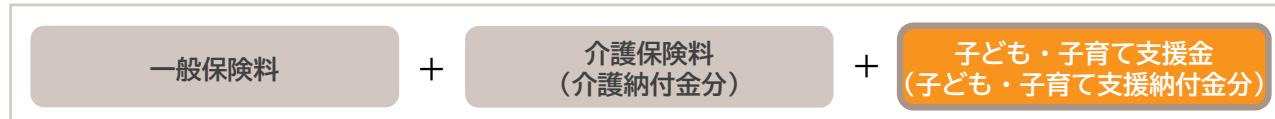
いつ
から？

開始時期について

- 子ども・子育て支援金は **令和8年4月分保険料（5月納付分）** より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



- 納入告知書（請求書）には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。



※健保組合は、子ども・子育て支援金の **代行徴収的な** 位置づけになります。

何に
使う？

支援金の用途は

- 支援金を財源として、国が **こども未来戦略「加速化プラン」** の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の **少子化対策を促進** するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

＜加速化プランの施策＞

- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付率の引き上げ
- 育児時短就業給付 等

いくら
支払う？

どの程度の負担額か

＜支援金率・支援金の負担イメージ＞



支援金額の計算方法

(標準報酬月額 × 支援金率) ≈ 毎月の支援金額

※支援金率は、令和8年度からスタートし、令和10年度にかけて **0.4%程度** に段階的に上がる事が想定されます。

(参考) 各年度における支援納付金の総額
(医療保険制度全体)
R 8年度…約6,000億円
R 9年度…約8,000億円
R 10年度…約1兆円

- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように **右肩上がりで増え続けることはありません**。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。